

別紙

学童保育での「保育に欠ける」事項の見直しを求める意見書

町ホームページ内「放課後児童クラブに関すること」の記載内容に放課後児童クラブの入級を断る事由として「農業従事者は保育できるものとする」の明記が確認された。

これは明らかに農業従事者を他の自営業と区別しており、農業と農業従事者の実態と就労状況を見ないで、正当な理由が示しえない内容であり、農業従事者への職業差別と言わざるを得ない。公平・公正を期す自治体事務としてはあり得ない事態である。

当該事案に対し、以下の点について対応することを求め、即刻の是正を求める。

記

1. 当該事案の発生経緯等調査を行い、その内容をホームページ・広報により広く周知すること。
2. 当該事案により、不利益を被ったものについての調査と適切な対応を行うこと。
3. 関係者・町民に謝罪をし、再発を防止するための対策をとること。
4. 「保育に欠ける」事項の定義について再度の見直しをすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

南部町長 陶山清孝 殿